

2015年度 日本NPO学会総会
議事次第

1. 日時：平成28年3月5日（土）17:45～18:45

2. 会場：同志社大学今出川キャンパス良心館RY107

3. 総会議案：

第1号議案：第9期理事について P. 2

第2号議案：監事について

第3号議案：2014年度決算報告、2015年度決算（見込み）について PP. 12-25

第4号議案：2015年度事業報告について PP. 26-27

第5号議案：2016年度事業計画について P. 28

第6号議案：2016年度予算について P. 25

第7号議案：その他

報告事項1：新規入会会員について

報告事項2：経理規程について PP. 3-11

報告事項3：特別委員会報告と対応について PP. 29-33

報告事項4：その他

以上

日本NPO学会 第9期被選出理事候補者開票結果

候補者
今田 克司
山岡 義典
樽見 弘紀
永井 美佳
太田 達男
目加田 説子
田中 敬文
服部 篤子
石田 祐
新川 達郎
西出 優子
稲葉 陽二
小田切 康彦
小林 立明
桜井 政成
筒井 のり子
初谷 勇
藤井 敦史
仁平 典宏
雨森 孝悦
大久保 朝江
浦坂 純子
松永 佳甫
立福 家徳
佐藤 大吾

以上の開票・集計・順位決定が公正に行われたことを確認しました。

2016年1月18日
選挙管理委員会
今瀬 政司
岡本 仁宏
三木 秀夫

経理規程（案）

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、日本 NPO 学会（以下「当学会」という。）の経理処理の基準を定めるもので、経理事務を適切かつ迅速に行うことで、当学会の財政状態や収支状況などを適正・適時に把握し、結果、当学会の運営や活動の持続的発展性を担保する事を目的とする。

第2条（経理事務の範囲）

この規程において経理事務とは、次の事項をいう。

- （1）会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- （2）金銭の出納に関する事項
- （3）資産・負債の管理に関する事項
- （4）予算に関する事項
- （5）決算に関する事項
- （6）会計監査に関する事項

第3条（経理処理の原則）

経理の処理及び手続きは、一般に公正妥当と認められた会計原則に従って行うものとする。

第4条（会計年度）

当学会の会計年度は、学会会則第31条に定める事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条（経理区分）

当学会の経理区分は次のとおりとする。

- （1）一般会計
- （2）学会賞特別会計

第6条（会計責任者及び出納職員）

- 1 経理区分における経理事務の責任者としての会計責任者は、原則、事務局長が務める。

- 2 第2条(2)に規定する出納業務について、会計責任者を補佐して 出納業務を行わせるため、常勤又は非常勤の出納職員を置くことができる。
- 3 会計責任者及び出納職員は会長が任命する。
- 4 会計責任者は出納職員を監督しなければならない。
- 5 理事会の承認を得た上で、経理事務の一部を外部に委託することができる。

第7条(規程の改廃)

この規程の改廃は、会長の上申に基づき、理事会の承認を得て行うものとする。

第2章 勘定科目及び帳簿

第8条(勘定科目)

貸借対照表及び収支計算書の勘定科目は、別に定める。各勘定科目の増減と残高の内訳を明らかにするために、必要とする勘科目について補助科目を備えることができる。

第9条(会計帳簿)

各会計の会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

- ア 仕訳日記帳
- イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

- ア 現金出納帳
- イ 預金・貯金出納帳
- ウ 小口現金出納帳
- エ 未収金台帳
- オ 貯蔵品・棚卸資産台帳
- カ 固定資産管理台帳
- キ 未払金台帳
- ク 借入金台帳

第10条(会計帳簿の保存期間)

会計に関する書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 決算・予算書類 永久
- (2) 会計伝票及び会計帳簿 10年

(3) 契約書・証憑書類 10年（契約が継続中のものは10年に限らない）

第3章 出納

第11条（金銭の範囲）

- 1 この規程において、金銭とは現金、預金、貯金をいう。
- 2 現金とは、通貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等をいう。
- 3 金銭は常に会計責任者の責任のもと金庫に保管し定期・不定期に会長の照合を受けるものとする。
- 4 金庫の鍵は会計責任者の責任のもと管理するものとする。

第12条（収入の手続）

金銭の収納に際しては、原則として会計責任者の認印を受けた領収書を発行するものとする。ただし、少額の物販等は申し出ある場合のみ領収書を発行するものとする。

第13条（収納した金銭の保管）

収納した金銭は、会計責任者が保管し、日常出納業務に必要な金額以外は銀行に預けるものとする。一日の業務終了時は、金庫に保管するものとする。

第14条（寄附金品の受け入れ手続）

寄附金品を受け入れた場合には、会計責任者は寄附金台帳に記載して、遅滞なく会長に報告しなければならない。

第15条（支出の手続）

- 1 金銭の支払いを行う場合には、会長の承認を得て行わなければならない。
- 2 金銭の支払いについては、金銭を受領する者からの領収書を受け取らなければならない。なお、やむを得ない事由により領収書を徴することができない場合には、その支払いが正当であることを証明した当学会所定の支払証明書によって領収書に代えることができる。
- 3 銀行、郵便局等の金融機関からの振込の方法により支払いを行った場合で、特に前項に規定する領収書の入手を必要としないと認められるときは、振込を証する書類によって前項の領収書に代えることができる。

第16条（小口現金）

- 1 小口の支払いは、定額資金前渡制度による資金（以下「小口現金」という。）をもって行う。
- 2 小口現金の限度額は10万円とする。
- 3 小口現金は、毎月末日及び不足の都度清算を行い、清算時に主要簿への記帳を行う。

第17条（概算払い）

- 1 概算をもって支払いの必要がある経費については、第15条各号の規程にかかわらず概算払いを行うことができる。
- 2 概算払いをすることができる経費は、次に掲げるものとする。
 - （1）外部講師等の旅費
 - （2）その他会計責任者が特に必要と認めた経費

第18条（残高の確認）

- 1 会計責任者又は出納職員は、現金について、毎日の現金出納終了後その残高と帳簿残高を照合しなければならない。
- 2 会計責任者又は出納職員は、預貯金について随時記帳し入金処理するとともに毎月末日、取引金融機関の残高と帳簿残高とを照合し、差額がある場合には調査解明し、会長に報告しなければならない。

第19条（金銭過不足）

現金に過不足が生じたとき、会計責任者又は出納職員はすみやかに原因を調査したうえ、遅滞なく会長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

第4章 資産・負債の管理

第20条（金融機関との取引）

- 1 金融機関と取引を開始又は中止する場合には、会計責任者は会長の承認を得て行わなければならない。
- 2 金融機関との取引は、原則として会長名をもって行う。
- 3 金融機関との取引に使用する印鑑は、原則として会長が責任をもって保管するものとする。
- 4 会長は、実務上必要と判断した場合には、前項の規程にかかわらず金融機関との取引

に使用する印鑑の保管責任者として、会計責任者等を指名して、印鑑の保管を命ずることができる。ただし、通帳と印鑑は別の者が保管する。

第21条（資金の積立等）

- 1 余裕資金の積立は、安全確実な方法によって行わなければならない。
- 2 会計責任者は、毎月末日に資金残高（積立預金を含む）の内容を会長に報告しなければならない。
- 3 通常の資金出納・管理以外に投資目的・投機目的の運用はこれを一切行えない。

第22条（債権債務の残高確認）

- 1 会計責任者は、毎月末日における債権及び債務の残高の内訳を調査し、必要がある場合には、取引の相手先に対し、残高の確認を行わなければならない。
- 2 前項の調査の結果、相手先の残高との間に原因不明の差額があることが判明した場合には、遅滞なく会長に報告し、措置に関する指示を受けなければならない。

第23条（債権の回収・債務の支払い）

会計責任者は、毎月、期限どおりの回収又は支払いが行われていることを確認し、期限どおりに履行されていないものがある場合には、遅滞なく会長に報告し、適切な措置をとらなければならない。

第24条（債権の免除等）

当学会の債権は、その全部もしくは一部を免除し、又はその契約条件を変更することはできない。ただし、会長が当学会に有利であると認めるとき、その他やむを得ない特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

第25条（貯蔵品及び棚卸資産の評価及び管理）

会計責任者は、毎会計年度末において貯蔵品及び棚卸資産の実地棚卸を行い正確な残高数量を確かめ記録しておかなければならない。

第26条（固定資産の範囲）

- 1 この規程において、固定資産とは取得日後1年を超えて使用する有形及び無形の資産並びに貸付等の期間が1年を超える債権、長期保有を目的とする預貯金等をいう。
- 2 1年を超えて使用する固定資産であっても、1個もしくは1組の金額が10万未満の資産は、第1項の規程にかかわらず、これを固定資産に含めないものとする。

第27条（固定資産の取得価額）

固定資産の取得価額は次による。

- （1）購入した資産は、購入価格及び付帯経費
- （2）製作又は建設したものは、直接原価及び付帯経費
- （3）無償又は著しく低い価額（概ね通常の取得価額の50%以下の価額）で取得した資産は、取得のために通常要する価額
- （4）交換により取得した資産は、交換に提供した資産の帳簿価額

第28条（改良と修繕）

- 1 固定資産の性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するために要した支出は、これをその固定資産の価額に加算するものとする。
- 2 固定資産の本来の機能を回復するために要した金額は、修繕費とする。

第29条（現物管理）

- 1 会計責任者は、固定資産の現物管理を行うため、固定資産台帳を備え、固定資産の保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、各固定資産の使用状況を調査、確認し、その使用状況と固定資産管理台帳と照合して、これを会長に提出しなければならない。
- 2 会計責任者は、固定資産のうち、不動産登記を必要とする固定資産については、適正に登記されていることや、損害が発生する可能性のある固定資産については、適正額の損害保険が付されていることを適宜確認して、これを会長に報告しなければならない。

第30条（固定資産の取得・処分の制限等）

- 1 固定資産の取得及び第28条第1項に規定する支出並びにこれらの処分については事前に会長の承認を得なければならない。ただし、学会運営に重大な影響があるものは理事会の承認を得なければならない。
- 2 固定資産は、適正な対価なくしてこれを貸し付け、譲り渡し、交換し又は他に使用させてはならない。ただし、会長が特に必要であると認めた場合はこの限りでない。

第31条（備品の管理）

会計責任者は、第26条に規定する固定資産に該当しない消耗品や図書などでも補助金等で取得した物品で重要性の高いものについては、固定資産に準じて備品台帳を設け管理しなければならない。

第32条（減価償却）

- 1 固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については定率法により、減価償却を実施する。
- 2 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）によるものとする。
- 3 減価償却資産の残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却することとする。なお、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存価額を取得価額の10%とし、耐用年数到来後も使用する場合には備忘価額まで償却するものとする。
- 4 無形固定資産については、第1項及び第3項の規程にかかわらず定額法により残存価額をゼロとして減価償却を実施する。

第33条（月次報告）

会計責任者は、毎月末日における月次試算表を作成し、翌月末日までに会長に提出しなければならない。

第5章 予算

第34条（予算基準）

- 1 当学会は、毎会計年度、収支予算を作成する。
- 2 予算は経理区分ごとに編成し、収入支出の予算額は勘定科目ごとに設定する。

第35条（予算の事前作成）

前条の予算は、学会会則第29条に従い、事業計画と共に理事会が決定し、総会の承認を得て確定する。

第36条（予算管理責任者）

会計責任者は経理区分の予算の編成並びに予算の執行及び管理について会長を補佐する。

第37条（支出予算の流用）

会計責任者は、予算の執行上必要があると認めた場合には、会長の承認を得て、中区分の勘定科目相互間において予算を流用することができる。

第38条（予備費の計上）

予測しがたい支出予算の不足を補うため、理事会の承認を得て支出予算に相当額の予備費を計

上することができる。

第39条（予備費の使用）

- 1 予備費を使用する場合は、会計責任者は事前に会長にその理由と金額を記載した文書を提示し、承認を得なければならない。
- 2 予備費を使用した場合は、会長はその理由と金額を理事会に報告しなければならない。

第40条（補正予算）

予算の作成後に生じた事由により、予算に変更を加える必要がある場合には、会長は補正予算を作成して理事会に提出し、その承認を得なければならない。

第6章 決算

第41条（決算整理事項）

年度決算においては、通常の整理業務のほか、少なくとも次の事項について計算を行うものとする。

- （1）資産が実在し、評価が正しく行われていることの確認
- （2）会計年度末までに発生したすべての負債が計上されていることの確認
- （3）上記（1）及び（2）に基づく未収金、前払金、未払金、未払費用、前受金、貯蔵品及び棚卸資産の計上
- （4）固定資産の評価と減価償却費の計上
- （5）引当金の計上及び戻入れ
- （6）その他の積立金の積立て及び取崩し

第42条（財務諸表等の作成及び監事監査と確定）

- 1 会計責任者は経理区分の決算数値に基づき、貸借対照表及び収支計算書並びに財産目録を作成し、会長に提出する。
- 2 会長は前項の書類及び事業報告書を点検したのち、学会会則第30条に従い、監事の監査を経て、総会に提出するものとする。
- 3 第1項の書類は、総会の承認を得て確定する。

第43条（財務諸表の情報公開）

会長は、前条の承認を受けた財務諸表を作成し、利害関係者に閲覧させるために学会事務局に備え置くとともに、その概略版を学会公式ホームページ上で公開するものとする。

第7章 会計監査

第44条（内部監査）

監事は、この経理規程に基づいて適正妥当な会計処理がなされたかどうかを監査し、その結果を会長に報告するものとする。

第45条（外部監査）

- 1 会計の透明性をより高めるために、外部の会計専門家に対し、意見を求める事ができる。
- 2 前項の意見を書面にて受け取った場合は、これを財務諸表に添付するものとする。

付則

- 1 この規程を実施するために必要な事項については、細則で定める。
- 2 この規程は、平成28年4月1日から実施する。

日本NPO学会 一般会計貸借対照表(2015年3月31日)

(単位:円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産		流動負債	
現金	5,362	前受会費	300,000
現金(阪大)	292,337		
郵便振替口座	673,126		
郵便振替口座(年次大会)	0		
みずほ銀行	196,926		
三菱東京UFJ銀行	426,989		
郵便局定額貯金	4,000,000		
未収金	150,000	正味財産	5,444,740
資産合計	5,744,740	負債及び正味財産合計	5,744,740

日本NPO学会 一般会計収支計算書 (2014年4月1日～2015年3月31日) (単位:円)

勘定科目	2014年度予算	2014年度決算
収入	11,000,000	9,067,427
会費	10,500,000	8,815,000
年会費	7,500,000	6,745,000
過年度年会費	800,000	635,000
セミナー会費	200,000	57,000
大会参加費等	2,000,000	1,378,000
寄付金等	300,000	190,000
助成金	200,000	150,000
寄付	100,000	40,000
販売	200,000	18,000
資料販売	200,000	18,000
その他販売	0	0
利子	0	44,427
預金利子	0	44,427
その他利子	0	0
その他収入	0	0
雑収入	0	0
支出	11,000,000	10,660,576
謝金	3,200,000	3,884,500
事務局謝金	1,600,000	1,999,700
講師謝金	400,000	280,000
その他謝金	1,200,000	1,604,800
業務委託費	1,000,000	1,036,800
業務委託費	1,000,000	1,036,800
旅費	1,500,000	2,041,370
事務局旅費	600,000	1,600,070
講師旅費	600,000	111,300
その他旅費	300,000	330,000
会議費	300,000	337,069
会場費	100,000	91,832
設営費	100,000	0
飲食費	100,000	245,237
通訳費	0	0
その他会議費	0	0
物品購入費	400,000	346,866
消耗品費	200,000	112,396
備品購入費	200,000	148,192
その他物品購入費	0	86,278
通信費	1,000,000	982,389
郵送費	1,000,000	669,080
その他通信費	0	313,309
印刷費	2,500,000	1,572,781
ニューズレター印刷費	600,000	454,140
学会誌印刷費	1,200,000	496,800
概要集印刷費	400,000	453,600
その他印刷費	300,000	168,241
懇親会費	600,000	309,600
懇親会費	600,000	309,600
その他費用	500,000	149,201
雑費・予備費等	500,000	149,201
学会賞特別会計へ繰入	0	0
当期収支差額	0	(1,593,149)
前年度繰越金	7,037,889	7,037,889
次年度繰越金	7,037,889	5,444,740

日本NPO学会賞特別会計貸借対照表（2014年4月1日～2015年3月31日）

（単位：円）

勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産	3,669,943	正味財産	3,669,943
普通預金（ゆうちょ銀行）	69,943		
定額貯金（ゆうちょ銀行）	3,600,000		
資産合計	3,669,943	負債及び正味財産合計	3,669,943

日本NPO学会「日本NPO学会賞」収支計算書（2014年4月1日～2015年3月31日）

（単位：円）

	金額
収入	107
受取利息（一般預金利息）	20
受取利息（定額策金利息）	87
一般会計からの繰入	0
支出	250,000
第13回「林雄二郎賞」（岡本・石田・牧口氏）	100,000
第13回「優秀賞」（小田切 康彦氏）	30,000
第13回「優秀賞」（世良 耕一氏）	30,000
第13回「優秀賞」（辻竜平・佐藤嘉倫氏）	30,000
旅費（岡本氏）	30,000
旅費（石田氏）	30,000
当期収支差額	-249,893
前年度繰越金	3,919,836
次年度繰越金	3,669,943

日本NPO学会・震災特別プロジェクト・2014年度決算

2014年度収支計算書(2014年1月～12月)

勘定科目	2014年度決算
収入	10,607,265
前年度繰越金	2,551,028
タケダ拋出金	8,000,000
特別フォーラム参加費	56,000
預金利子	237
支出	8,619,918
謝金・人件費	3,010,700
RA等人件費	2,604,700
事務局	1,442,700
各班合計	1,162,000
総括班	811,000
モノ班	0
情報班	200,000
生活班	151,000
雇用班	0
講師謝金	396,000
月例研究会	110,000
震災特別フォーラム	286,000
調査謝金	10,000
調査委託費	0
アンケート調査費	0
旅費	4,490,578
出張旅費	4,490,578
事務局旅費	728,000
月例研究会	1,442,000
震災特別フォーラム	2,179,565
各班合計	141,013
総括班	0
モノ班	0
情報班	0
生活班	15,013
雇用班	126,000
海外旅費	0
会議費	904,083
会場設営費	0
通訳費	408,672
飲食費	336,325
月例研究会	35,253
その他会議費	123,833
物品・消耗品購入費	214,557
予備費・その他	0
経常収支差額	-563,681
前年度繰越金	2,551,028
次年度繰越金	1,987,347

2014年度貸借対照表(2014年12月末)

勘定科目	資産の部
預金	1,777,226
現金	210,121
資産合計	1,987,347

勘定科目	負債の部
負債	0
正味財産	1,987,347
負債・正味財産合計	1,987,347

郵便振替貯金残高証明書

振替口座残高証明書

口座番号	00950-6-86833
------	---------------

加入者名	日本NPO学会
------	---------

平成27年 3月31日現在の口座残高

*****673,126円

上記のとおり証明します。

平成27年 4月 1日
ゆうちょ銀行

このご案内につきまして、ご不明な点などがございましたら、
お手数ですが、貯金事務センター（電話番号は表面に記載）まで
お問い合わせください。

みずほ銀行残高証明書

残高証明書

日本NPO学会 様

平成 27年 3月 31日 現在

金額合計	¥196,926※
------	-----------

種類	番号	金額(円)	摘要
普通預金	2287448	196,926 以下余白	

貴ご名義勘定の残高は上記の通りでございます。

平成 27年 4月 1日

(注) この証明書の金額は訂正いたしません。
預金の残高には他店券によるご入金分も含まれております。

株式会社みずほ銀行
京都中央支店
076980



整理番号：144-15-000710

1/1頁

残 高 証 明 書

平成27年 4月 1日

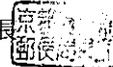
560-0043

大阪府豊中市待兼山町1-3-1 大阪大学大学院国際公共政策研究科代表者 山内 直人様

日本NPO学会 様

ご請求のありました平成27年 3月31日現在における残高は、下記のとおりであることを証明いたします。

京都府庁前郵便局 局長



記

【調査対象者】

名義人さま 日本NPO学会 様

【証明する貯金等の内容】

【貯金】	貯金の種類	記号番号	元金	備 考
	定額郵便貯金	54110-7052808-01	1,000,000円	平成27年 3月31日の解約利子額 22,130円(税引後)
	定額郵便貯金	54110-7052808-02	1,000,000円	平成27年 3月31日の解約利子額 22,130円(税引後)
	定額郵便貯金	54110-7052808-03	1,000,000円	平成27年 3月31日の解約利子額 22,130円(税引後)
	定額郵便貯金	54110-7052808-04	1,000,000円	平成27年 3月31日の解約利子額 22,130円(税引後)
以上				

※ 金額が訂正されたものは無効です。

※ この証明書につきまして、ご不明な点がございましたら、次の書類等をお近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口までお持ちの上、お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

・ 本証明書

・ ご本人さまであることを確認できる証明書類（お名前、ご住所、生年月日の入った運転免許証や健康保険証など、法人名義の場合は登記簿謄本など、団体名義の場合は規約の写しなどもあわせてお持ちください。）

※ 積立郵便貯金、定額郵便貯金、定期郵便貯金、住宅積立郵便貯金および教育積立郵便貯金（預入期間等の経過により通常郵便貯金となっているものを含みます）は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が管理する郵便貯金です。当行は、同管理機構から郵便貯金管理業務の委託を受けて証明しています。

※ 国債について、非営業日を記載事項証明日に指定された場合、前営業日を証明日として発行しています。

※ 利付国債または割引国債の場合、市場価格は、額面総額に応じた値幅を引く前の買取価格です。

※ 個人向け国債は上記証明日の中途換金額（手数料控除後で、かつ、経過利子を含みます）を記載しています。

※ 保護預り扱いの国債は、保護預り高を記載しています。

※ 調査結果に別名使用の振替口座が含まれている場合、「名義人さま」欄には口座名称または別名を記載しております。

預金残高証明書

日本NPO学会 山内 直人 様

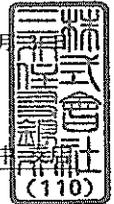
科目	金額	摘要
普通預金	円 *1,777,226	円 *0 内未決済他手によるご入金金額
	円 **	円 **

平成 26 年 12 月 31 日現在の

貴方ご名義の左記科目の預金残高
に相違ないことを証明いたします。

平成 27 年 3 月

株式会社 三井住友銀行



豊中

(110)

電話

06-6854-1761

金額に訂正のあるものは無効です。

この証明書は上記預金に対する担保設定状況や差押命令の送達状況等を証明するものではありません。



三井住友銀行
SMBC

残高証明書内訳表

平成 26 年 12 月 31 日

株式会社 三井住友銀行

豊中 支店

電話 06-6854-1761

日本NPO学会 山内 直人 様

科目	口座番号	金額 (内未決済他手による入金金額)	満期日 年 月 日	備考 #入金指定科目等	期間 年 月
普通預金	6814415	*1,777,226			
		以下余白			

日本 NPO 学会 2014 年度一般会計

現金残高確認書

日本 NPO 学会 2014 年度一般会計につき、2015 年 3 月 31 日における期末現金残高は、292,337 円であることを確認しました。

2015 年 3 月 31 日

日本 NPO 学会事務局

山内直人 

日本NPO学会

金種	旧券	新券	小計
1	2	—	2
5	0	—	0
10	1	—	10
50	1	—	50
100	3	—	300
500	0	—	0
1,000	0		0
2,000	0		0
5,000	1		5,000
10,000	0		0
			5,362

2015年3月31日

上記の現金残高に相違ありません。

事務局担当: 小畑 香菜

(記名・押印)

残高確認者:

森川 佳奈 

平成27年6月9日

日本NPO学会

会長 田中 弥生 殿

平成26年度日本NPO学会監査報告書

監事 浅野 令子



監事 井上 小太郎



私達は平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の日本NPO学会の理事の業務執行状況および会計について、諸帳簿、収支決算書、預金通帳および関係書類に基づき監査した結果、その内容がおおむね適正かつ経理事務が正確であると思います。なお、下記の通り意見書を併記します。

1. 監査期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日
2. 監査期日
平成27年 6月 9日
3. 監査対象
平成26年度 日本NPO学会 一般会計

< 意見書 >

なお、平成27年6月5日に大阪大学が発表した「大阪大学国際公共政策研究科における公的研究費の不正使用に係る調査結果については、長年学会事務局を担当されていた山内直人氏が直接の関係者でありますので、監事として、下記を意見書として記載します。

本会計監査は今後、学会が緊急の学会理事懇談会を開催し、そのための特別委員会も発足する予定とのことなので、注意深く見守る必要があります。場合によっては、監査のやり直しも考えられることを付記しておきます。ただ、その最終報告がいつになるか不明なので、今回の監査は従前どおりのスケジュールで監査を行うこととした次第です。

以上

平成28年2月14日

日本NPO学会

会長 田中 弥生 殿

平成26年度日本NPO学会監査報告書の付記

平成27年6月9日に行った決算監査では、従前どおり監査の際に示される監査資料（諸帳簿、収支計算書、預金通帳及び関係書類）に基づき監査し、日本NPO学会の理事の業務執行状況および会計について、その内容が概ね適正かつ経理事務が正確であること確認しました。

その監査の際には、平成27年6月5日付で大阪大学が発表された「大阪大学国際公共政策研究科における公的研究費の不正使用の調査結果」の全容が把握できない状況であり、また、特別委員会を発足させる予定とのことであったため意見書として「特別委員会の結果も見守る必要がある」という意見書を併記しました。

その後、平成27年11月18日（火）に開催された理事会で特別委員会からの報告があり、また、平成28年1月には理事選挙管理委員会から理事会への検討依頼事項が提出され、整理、改正が必要であると思われる点が看過されてきたという実態が明らかになりました。これは本来なら理事・監事がチェックしてそういうことが起こらないようにする義務があったのですが、十分な機能を発揮できなかったというものです。監事として誠に申し訳なく思っております。

上記の特別委員会の報告では事務局体制等の不備という指摘がありましたが、その内容を見て、監事としては決算監査のやり直しまではしなくて良いという認識をもちました。

しかし、長年に渡る実態の全容を把握するには、慣例化された監査には、限界があったと考えられます。今後は学会ガバナンスの改善策の進展を注視し、必要により意見を述べながら、監査方法の改善と透明性の高い学会運営に向けて、監事として努力していく所存です。

以上

監事 浅野 令子
監事 井上 小太郎

日本NPO学会一般会計 2015年度収支見通し・2016年度予算案

勘定科目	2014年度 決算	2015年度 予算	2015年度 収支見通し	2016年度 予算案
経常収入総額	9,067,427	10,000,000	8,856,181	9,700,000
会費	8,815,000	9,500,000	8,790,000	9,450,000
年会費	6,745,000	7,000,000	6,373,000	6,700,000
過年度会費	635,000	500,000	667,000	700,000
セミナー会費	57,000	0	0	50,000
大会参加費等	1,378,000	2,000,000	1,750,000	2,000,000
寄付・助成金	190,000	300,000	10,000	200,000
助成金	150,000	200,000		100,000
寄付	40,000	100,000	10,000	100,000
販売	18,000	200,000	56,000	50,000
利子	44,427	0	181	0
その他収入	0	0	0	0
経常支出総額	10,660,576	10,000,000	10,444,420	8,820,000
謝金	3,884,500	3,600,000	3,120,000	2,800,000
事務局謝金	1,999,700	2,400,000	2,036,000	2,000,000
講師謝金	280,000	200,000	100,000	100,000
その他謝金	1,604,800	1,000,000	984,000	700,000
業務委託費	1,036,800	1,600,000	1,036,800	1,000,000
旅費	2,041,370	1,000,000	2,400,000	1,300,000
事務局旅費	1,600,070	600,000	900,000	600,000
講師旅費	111,300	200,000	200,000	200,000
その他旅費	330,000	200,000	1,300,000	500,000
会議費	337,069	100,000	110,259	100,000
物品購入費	346,866	300,000	300,000	300,000
通信費	982,389	500,000	730,000	600,000
郵送料	669,080	400,000	350,000	400,000
その他通信費	313,309	100,000	380,000	200,000
印刷費	1,572,781	2,200,000	2,194,120	2,140,000
ニューズレター	454,140	600,000	540,000	540,000
学会誌	496,800	1,000,000	1,031,400	1,000,000
概要集	453,600	400,000	381,240	400,000
その他	168,241	200,000	241,480	200,000
懇親会費	309,600	400,000	350,000	380,000
その他(雑費・予備費等)	149,201	300,000	203,241	200,000
学会賞特別会計繰入	0	0	0	0
当期収支差額	-1,593,149	0	-1,588,239	880,000
前年度繰越金	7,037,889	5,444,740	5,444,740	3,856,501
次年度繰越金	5,444,740	5,444,740	3,856,501	4,736,501

日本 NPO 学会・2015 年度事業報告

2016 年 2 月 27 日

I. 年次大会の開催

- 第 18 回年次大会を、2016 年 3 月 5 日（土）～6 日（日）に、同志社大学今出川キャンパス（京都市上京区）において、浦坂純子会員を大会運営委員長として開催。
- 公開シンポジウム、研究・実践報告およびパネル報告を始め、院生アカデミック・セミナーやフィールドワーク企画を実施。

II. 機関誌等の編集・発行

1. ニュースレター

- 2015 年度内に 2 回発行し、全会員に配布するとともに、各地の NPO センター、図書館等に配布した。
- Vol.17 No.1（通巻 64 号、2015 年 9 月）、Vol.17 No.2（通巻 65 号、2016 年 2 月）

2. 『ノンプロフィット・レビュー（The Nonprofit Review）』

- 2015 年度は、第 15 巻として、年度内に 2 回刊行し、会員に配布した。
- Vol.15 No.1（6 月号、2015 年 9 月）、Vol.15 No.2（12 月号、2016 年 2 月）
- 発行済みの Vol.15 No.1 を、オンラインジャーナルとして J-STAGE を通じて公開した。

3. ディスカッションペーパーシリーズにおける研究成果の公開

- 年次大会報告論文や震災特別プロジェクトによる調査などを通じてなされた研究成果を、JANPORA ディスカッションペーパー（学術誌掲載前の論文）として、継続して、学会ホームページで PDF 形式により論文を公開した。

III. 日本 NPO 学会賞の募集・選考・授与

- 林雄二郎前会長の寄付により創設された「日本 NPO 学会賞」の第 14 回において候補作品の公募を行い、田中敬文会員を選考委員長とする学会賞選考委員会により受賞作品林雄二郎賞 1 点、優秀賞 3 点の受賞作品を選定、表彰した。

IV. 広報、会員基盤、会員交流の充実

- 学会の公式ホームページのサーバーを移し、ページを刷新した。（<http://www.janpora.org>）
- 内容について一層の充実を図るため、年次大会のページを始め、継続的に更新を行った。
- 会員が関わる有益な情報を共有するためのメーリングリスト（ML：np-net）を新しいサーバーに移し、会員の情報共有を通じた交流が継続して行えるように体制を構築した。
- ホームページやニュースレターなどを用いて、学会の広報および会員基盤の充実を図った。
- 大会案内、ポスター、ニュースレター等を、全国の NPO センター、主要大学、図書館、隣接学会会員などに配布した。

V. 国際研究ネットワークとの交流と充実に向けて

- ISTR（International Society for Third Sector Research）第 9 回アジア太平洋地区大会（2015 年 8 月 27 日（木）～28 日（金）、日本大学水道橋キャンパス）の開催について、会員が企画に参画し、また広報や大会参加などを通じて協力した。
- NPO・NGO・市民社会・ボランティアなどの研究に関する国際的な学会やネットワーク（ARNOVA, ISTR など）との交流を図り、会員の海外研究発表を奨励することも目的に、ニュースレターによる活動紹介などを行った。
- ARNOVA, ISTR などの国際学会に本学会会員が多数参加し、研究報告を行うなど研究交流を行った。

VI. 震災特別プロジェクト

- 「タケダ・いのちとくらし再生プログラム」により、日本NPOセンターとの連携事業として「東日本大震災における民間支援の軌跡と動向調査」を2014年度に引き続き実施した（4年計画の4年目）。

①調査研究の実施

- 新たに、東北班を立ち上げた。学会が認定NPO法人杜の伝言板ゆるるるに業務を委託し、その契約を行った。
- 被災地を拠点として、「震災後のNPOの持続性」をテーマに、岩手・宮城・福島の被災3県において震災後立ち上がったNPOへのインタビュー調査を進めた。
- 宮城県、岩手県、福島県に所在し活動している団体に対してインタビュー調査を実施した。調査は半構造化インタビューの手法をとり、統一したインタビュー調査フォーマットを作成し、震災後立ち上がった団体を中心にインタビューにあたった。
- 震災特別フォーラムにおいて講師を招聘し、意見交換を行った（2015年7月11日、9月12日、2016年1月9日）。また合わせてフィールド調査を実施した（2015年9月13-14日）

②調査研究成果の公開

- これまでの緊急救援期および復興期を対象とした調査（ヒト、モノ、カネ、情報、雇用、生活）について、年次大会での発表やJANPORAディスカッション・ペーパーの作成など、様々な形で成果の取りまとめを行い、順次公表した。
- 調査結果を震災特別フォーラムや年次大会などで公開・発表した。
- 事業終了後も研究成果を参照できるよう、学会ホームページで調査報告書や研究論文などのアーカイブ化を継続している。（<http://www.janpora.org/shinsaitokubetsuproject/index.html>）

VII. 事務局・理事会関係

-
- 事務局体制を刷新すべく、学会事務局を京都事務局（中西印刷）と札幌事務局（樽見弘紀会員の研究室）とした。
- 学会誌（ノンプロフィット・レビュー）および大会運営体制も刷新した。すなわち、学会誌担当者として、松永佳甫理事が、学会運営については田中敬文委員が担当となり、それぞれ独立して運営する体制とした。
- 大会運営委員会を運営委員長である浦坂純子会員ののもとに設置し、大会運営準備を進めた。従前は、事務局が中心になり準備を進めてきたが、本年度より大会運営委員会が中心になり進められた。
- 大阪大学公的研究費問題と当学会の関係を明らかにすることを目的に、理事会の決定のもとに、特別委員会を設置すべく、学会会員2名、外部委員1名に依頼をし、報告書を受領した。
- 特別委員会の報告に基づき、理事会において対応策を決定した。
- 渉外担当理事を置き、今田克司理事と服部篤子理事が会長により任命された。
- 議事録を公開する場所を学会ホームページ上に開設した。
- 学会理事会の議事録（6月、8月、11月、11月、2月）を公開した。
- 理事選挙を、選挙管理委員会を設置し、郵送方式により実施した。
- 理事会において選挙管理委員会を設けた。第19条1項にもとづき、理事として選出されえない現在の理事のうち、今瀬政司理事、岡本仁宏理事（当時）、三木秀夫理事の3名が選挙管理委員会構成員として選出された。
- 第8期（現）理事会から第9期（新）理事会への申し送り事項（選挙細則、懲戒細則、他）を作成し、申し送りを行った。

以上

日本 NPO 学会・2016 年度事業計画（案）

2016 年 2 月 27 日

I. 年次大会の開催

- 第 19 回年次大会を、東京学芸大学（東京都）において、田中敬文会員を大会運営委員長とし、2017 年 5 月を目処に開催する。

II. 機関誌等の編集・発行

1. ニュースレター

- 2016 年度内に 2 回（2015 年 9 月、2016 年 2 月）発行し、全会員に配布する。

2. 『ノンプロフィット・レビュー（The Nonprofit Review）』

- 2016 年度は、第 16 巻として、年度内に 2 回（6 月および 12 月）刊行する。

3. ディスカッションペーパーシリーズの発行

- 年次大会報告論文などを始め、学会会員での議論を促進し、より有益な研究成果を社会に還元できるよう、JANPORA ディスカッション・ペーパー（学術誌掲載前の論文）として、学会ホームページで論文を PDF ファイル形式で公開する。

III. 日本 NPO 学会賞の公募・選考・授与

- 「日本 NPO 学会賞」の公募を行い、学会賞選考委員会において受賞作品を選定、表彰する。

IV. 広報、会員基盤、会員交流の充実

- 学会の公式ホームページの内容について、一層の充実を図る。
- ニュースレターや機関誌などを充実して、学会の広報および会員基盤の充実を図る。

V. 国際研究ネットワークとの交流・連携

- NPO・NGO・市民社会・ボランティアなどの研究に関する国際的な学会・研究ネットワーク（ARNOVA, ISTR など）との交流・連携を図り、会員の海外研究発表を奨励するとともに、ニュースレターによる活動紹介などを行う。

VI. 事務局・理事会関係

- 事務局体制のあり方（例えば輪番制など）について検討する。
- 申し送り事項を始め、第 9 期理事会で学会のガバナンスのあり方について検討する。

以上

2015年11月25日

大阪大学公的研究費不正使用問題と当学会の関係にかかる調査結果について

日本 NPO 学会
会長 田中弥生

日本 NPO 学会会員の皆様には大変お世話になっております。

さて、2015年6月8日に大阪大学より、日本 NPO 学会会員である A 氏が大阪大学の公的研究費について不正使用問題があったことが発表されました。

これを受けて、日本 NPO 学会（以下、学会）理事会は、発表された問題と学会の関係を明らかにすべく、6月13日に理事会を開催し、特別委員会（以下、委員会）を設置して調査を進めることを決定しました。委員会構成員については、中立性および専門性の観点から以下の方々（敬称略）をお願いしました。

山岡義典 法政大学名誉教授 日本 NPO 学会会員 特別委員会委員長
脇坂誠也 税理士 日本 NPO 学会理事
森澤武雄 弁護士 （日本 NPO 学会非会員）

調査は2015年7月より開始され、調査方針を定めた上、書面調査、ヒアリング調査を行い、同時並行で綿密な審議を行いました。これを受けて、委員会より、当学会会長あてに調査報告書案が10月30日に提出されました。その後、調査対象となった A 氏より報告書に対する意見を述べる機会の申し出があり、委員会はこれに応じました。その結果、2015年11月14日に委員会より学会会長に報告書が提出されました。

「調査結果」

調査は、A 氏の研究室におけるアルバイト支出に焦点をあてて行われましたが、以下のよう結果となりました。

公的研究費用と学会関係費用の関係については、実質支払額の元となる学会関係（一般会計に基づく事業および特別会計に基づく事業）と公的研究に分けた勤務実績の時間記録は存在しませんでした。そのため、これらの業務間（学会業務と公的研究にかかる業務間、および学会内一般会計に基づく業務と特別会計に基づく業務）で流用が行われなかったことを証することはできないという結果になりました。

また、学会関係費用の用途ですが、かかる費用は本人の領収書とは異なる勤務表に基づく額で、A 氏から直接各自に現金で支払われてきました。委員会では、詳細を調べ、A 氏による学会関係費の私的流用を示す証拠は見出されず、それはなかったと想定していま

す。

他方、会計上の手続きについて問題点が確認されました。すなわち、長期にわたって実質支払額と異なる額の領収書を発行してきたことは、会計上の基本的なルール違反にあたり、重要な問題であると委員会は指摘しています。また、アルバイト雇用における源泉徴収も行われておらず、労務面での制度対応もなされていなかった点も重要な問題であると指摘されました。

こうした問題の背景には、学会事務局業務における A 氏（及び A 研究室）の法的地位の曖昧さを放置してきた学会自体の運営体制にもあるとして、学会のガバナンスおよび事務局体制、経理体制の改善が提案されました。

なお、調査の詳細については、調査報告書概要および特別委員会委員長レジュメに記しております。

「処分案」

2015 年 11 月 18 日、学会理事会が開催されました。特別委員会より報告を受け、それに基づき処分案を検討しました。その結果、A 氏より提出された顧問辞表の受理、同じく A 氏より提出された退会届受理、そして、一定期間、再入会を自粛するよう勧奨することを決議しました。

「ガバナンス改善にむけて」

また、今回の問題の発生の背景には、学会の事務局機能を、依頼関係を曖昧なままに A 氏研究室に長年にわたって任せてきた学会の理事会および体制に原因があり、こうした状況に甘んじてきたことを深く反省すべきであると考えます。したがって、理事会では、学会のガバナンス、事務局体制の改善の方向について議論しました。その結果、経理規則作成を速やかに行うためのタスクフォースを設置し、来年 3 月の理事会に向けて報告をすること、さらには事務局機能の輪番制、執行理事としての役割分担についても検討してゆくことになりました。

前述のように、長期間にわたり曖昧な体制を続けてきたことで、多くの関係者にご迷惑をおかけしました。特に、アルバイトやボランティアとして本学会に尽力してくださった方々に、多大なご迷惑、ご心労をおかけしましたことを改めて陳謝申し上げます。

また、会員の皆様には、9 月末には調査結果と処分についてご報告を申しあげる所存でございましたが、予想以上に問題が複雑であり、時間を要しました。この点についてもお詫び申し上げます。そして、学会の外から見守ってくださった多くの方々に対して、ご心配をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

当学会は、この反省を踏まえ、学会のガバナンス体制、運営体制の改善に向け最善を尽

くしてゆきたいと存じます。どうか今後ともよろしく願いたします。

以上

日本 NPO 学会特別委員会・臨時理事会報告レジュメ

2015 年 11 月 18 日

日本 NPO 学会特別委員会

日本 NPO 学会特別委員会は、学会設立から長年にわたり日本 NPO 学会事務局を担当してきた大阪大学国際公共政策研究科の A 教授の業務内容に関し、2012 年度から 2014 年度の 3 年間のアルバイト人件費支出に関する調査を、科研費支出との関係を主な視点として行った。以下はその要点である。

1. A 研究室におけるアルバイト支出の仕組みは、図 1 に示す通りである。科研費は請求通り大学の科研口座からの振り込みによって各自に支払われてきたが、学会関係費は本人の領収書とは異なる勤務表に基づく額で、A 氏から直接各自に現金で支払われてきた。
2. この仕組みによる 3 年間の名目支払額（給与資源）および実質支払額（給与支給額）の人件費支出額は、表 1 の通りである。学会関係費の名目支払額と実質支払額の差は、3 年間で 836,645 円の実質支払額超となっており、その差額は A 氏が負担したという。この表から学会関係支出における私的流用はなかったと想定する。
3. しかし長期にわたって実質支払額と異なる額の領収書を発行してきたことは、会計上の基本的なルール違反にあたり、重要な問題である。（領収書の提出を求められたアルバイト個人に対しても精神的な苦痛を与えたことが想定される。）
4. 実質支払額の元となる学会関係（一般および震災特別）と科研費に分けた勤務実績の時間記録は存在しない。このため、これらの業務間（学会関係内での一般と震災特別の間、および学会関係と科研費の間）で流用が行われなかったことを証することはできない。しかし複数の関係者のヒアリングから学会関係の業務時間比率は 6～7 割と推定することもでき、実質支払額における学会関係の比率はそれと概ね同等と見なされる。
5. A 研究室におけるアルバイト雇用については、契約文書によるものではなく、源泉徴収も行われておらず、労務面での制度対応もなされていなかった。2 で指摘した会計ルール違反の問題と合わせ、重要な問題である。このような状況が学会設立以来長年にわたって続いてきたことの責任は、A 氏個人にあることは勿論であるが、学会事務局業務における A 氏（及び A 研究室）の法的位置の曖昧さを放置してきた学会自体にもある。
6. この点を改善するため、特別委員会としては、①諸法規の遵守、②学会理事会の職務分担・経理処理方法、③理事会の在り方、④監事による監査の在り方、⑤特別会計設置の在り方、について言及した。

以上

図1 2012,13,14年度のA研究室における人件費支払の仕組み

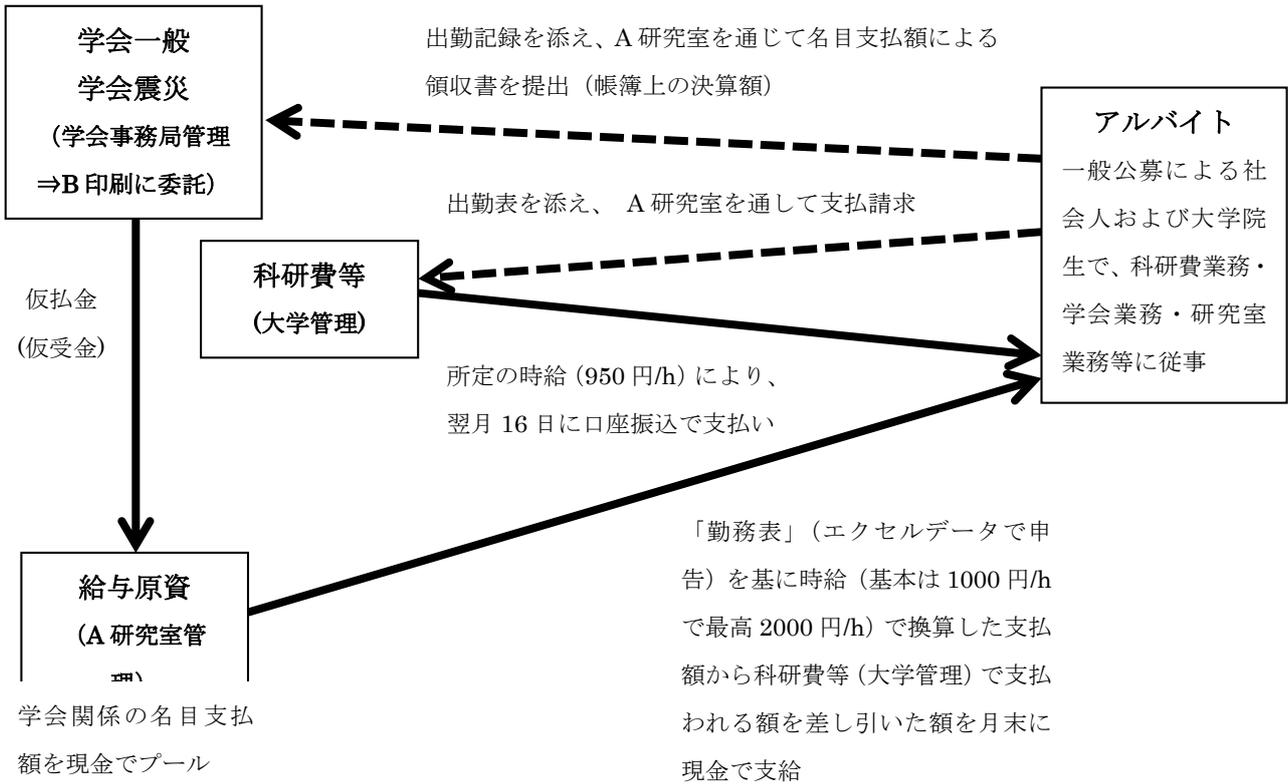


表1 2012,3,4年度のA研究室における人件費支払額

	日本 NPO 学会			科研費等 の公費	合計額
	学会一般	学会震災	小 計		
名目支払額 (給与原資)	7,922,450 【27人】	7,135,400 【19人】	15,057,850 【36人】	5,437,705 【22人】	20,495,555 【36人】
実質支払額 (勤務表による 給与支給額)	区分されていない		15,894,495 【36人】	5,437,705 【22人】	21,332,200 【36人】
			-836,645	0	-836,645

入手資料を決算報告書により一部修正 (単位: 円/3年間 【 】はアルバイト人数)